



拘束されることを 嫌い、孤独を好む 猫の習性。

それでは、猫はどうでしょう。

猫は、犬と同様に警戒心が強く、縄張りを主張します。そして、拘束されることを嫌い、孤独を好みます。

まちをちよつと歩けば、自由気ままに歩いている猫の姿を容易に見つけることができます。

でも、この猫は野良猫なのでしょうか。それとも飼っている猫なのでしょうか。

猫は犬と違い、屋外で放し飼いにしている人が多いため、なかなか飼っている猫と野良猫の区別をすることができません。

しかし、強烈な悪臭を伴う排泄物による『猫害』は、飼い猫・野良猫の区別なく、多くの人を悩ませていきます。

猫の排泄物も、犬と同じくマーキングを兼ねています。砂場で猫が排泄物をしたために、子どもたちを砂場で遊ばせることができないといった声をよく聞きます。

今年の10月から施行される『ペット条例』では、猫の飼い主の責務が定められ、飼養する猫の安全のためにも猫は室内で飼うよう努めることとされているほか、放し飼いにする場合は、みだりに猫が繁殖することのないよう不妊措置をとるように努めなければならないとされています。

「避妊手術や去勢手術はかわいそう」と考える方もいるかもしれません。



でも、不妊措置をとらず、放し飼いにした結果、愛猫が一度にたくさんの子を生んだらどうしますか。

自分の家で一生飼いますか。自分の代わりに子猫をかわいがってくれる人を探しますか。それとも、ごみのよう

に捨ててしまえますか。

飼い主の責務を果たさず、子猫を捨ててしまうほうが不妊措置よりも残酷でかわいそうなことです。

そんな残酷なことをする前に、猫を室内で飼い、みだりに繁殖することがないように不妊措置をする。そうすることで、捨てられる猫や砂場で排泄する野良猫が減り、安心して子どもたちを遊ばせることができる環境をつくるっていいのではないのでしょうか。

犬や猫、そして私たちが心豊かに快適に共生できる地域社会を築いていく。それが、飼い主の責務なのです。



(犬の飼養)

第7条 犬の飼い主は、その飼養する犬について、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

一 逸走を防止し、適正に管理するため、室内、十分な広さのある囲いの中その他の人に危害を加えるおそれのない場所又は方法で飼養すること。

二 十分に運動できる囲いの中で飼養する場合を除き、その種類、発育状況、健康状態等に応じ、人に危害を加えるおそれのない場所又は方法で適正な運動をさせること。この場合において、ふん等の汚物を適正に処理し、公園、道路等又は他人の土地等を汚染しないようにすること。

三 飼い主の制御に従うように、必要なしつけ及び訓練をすること。

(猫の飼養)

第8条 猫の飼い主は、その飼養する猫について、疾病の感染及び不慮の事故を防止し、猫の健康及び安全を保持するため、室内での飼養に努めなければならない。

2 猫の所有者は、その飼養する猫を放し飼いにする場合にあっては、猫がみだりに繁殖することを防止するため、不妊措置を講ずるよう努めなければならない。

